

第3子以降のお子さんに 小学校入学準備支援金を支給します!

多子世帯における小学校入学準備支援事業―

平成29年度から、少子化対策の推進と子育て家 庭の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降のお 子さんが小学校へ入学する場合、保護者の方に入学 準備支援金を支給します。

支給条件

- ●監護している第3子以降のお子さんが小学校へ入 学すること
- 5 月 1 日時点で、保護者の方が塩竈市に住所を有 していること

支 給 額

支給対象のお子さん1人につき3万円

申請方法

パンフレットと申請書を小学校を通して配布します。 パンフレットの内容を確認し、申請書を子育て支援 課の窓口に提出してください。

問 子育て支援課家庭支援係☎353-7797



障がい者の地域生活を支援する 地域生活支援拠点施設 が開設されます!

4月から、利府町にある県立利府支援学校の向か いに「地域生活支援拠点施設」が開設されます。

このセンターは、塩竈市や近隣市町(多賀城市、松 島町、七ヶ浜町、利府町。以下[2市3町])で暮らす 障がい児・者とその家族が、住み慣れた地域で安心し て生活できるように、緊急時の相談や、主たる介護 者が不在になった際の受け入れ支援などを行うもの

2市3町が共同委託し、運営は「認定NPO法人さわ おとの森|が行います。

センターを利用するには事前登録が必要です。市 役所または現在ご利用の相談支援事業所に問い合わ せください。





問 生活福祉課障がい者支援係☎364-1131

◆ お済みですか? 宅地の図処対策

平成30年 3/30金

東日本大震災で被災した宅地のかさ上げや、擁壁の復旧などを支援します。工事がお済みの場合は相談ください。 ただし、建物の修繕は対象外です。

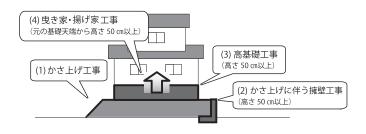
防災対策工事

対 象 者 東日本大震災で半壊以上の判定を受け、 住宅の再建のために下記工事を実施する 所有者

対象宅地 個人が所有する居住に供する宅地 (営利を目的とする貸家、事業所、非住 家などの宅地は対象外)

対象工事・助成内容(対象経費の2分の1を助成)

- (1) かさ上げ丁事(上限20万円)
- (2) かさ上げに伴う擁壁工事(上限100万円)
- (3) 高基礎工事(上限100万円)
- (4) 曵き家または揚げ家丁事(ト限300万円)



被災宅地復旧工事(擁壁など)

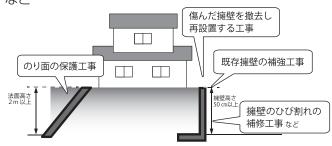
対 象 者 東日本大震災で被災した宅地の所有者、管理 者など

対象宅地 個人が所有する居住に供する宅地 (営利を目的とする貸家、事業所、非住家など の宅地は対象外)

対象工事・助成内容

(対象経費の2分の1を助成、上限150万円)

のり面の保護丁事、擁壁の設置または補強・補修丁事 など



問 都市計画課総務係☎364-2510